

令和5年12月12日

第577回 海務協議会議題

1. NACCS 申請による許可・承認後の訂正について
2. とん税の誤納付事案について
3. 令和5年上半期の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況
4. 水際対策強化への協力依頼（年末特別警戒）
5. 年末年始における税関業務のお知らせ
6. その他・質疑応答

〈横浜税関 出席者〉

- | | |
|----------------|----------|
| ・ 監視部 | 内山 次長 |
| ・ 監視部特別監視官第1部門 | 柿崎 特別監視官 |
| ・ 監視部総括許可部門 | 澤口 統括監視官 |
| ・ // | 志鳥 上席監視官 |

NACCS申請による許可・承認後の訂正について

監視取締関係のNACCS申請（汎用申請・交通申請等）による許可・承認後の変更手続きは、システム化推進の観点から下表のとおり統一することといたします。

【現状】

		原 則	やむを得ない場合
システム	訂 正	窓口で許可書を訂正	K99：NACCS情報変更
	撤 回	窓口に許可書を返却	K99：NACCS情報変更



【運用変更】

		統一後
システム	訂 正	K99：NACCS情報変更
	撤 回	K99：NACCS情報変更

積込等の帰りに、窓口で訂正したい場合はこれを認めますが、可能な限りK99にて訂正願います。

NACCS申請による許可・承認後の変更の申請は、あらかじめ税関に申し出た後、「NACCS登録情報変更申出（監視）」業務（業務コード：K99）にて同変更申出の様式を使用し、別添記載例を参考に作成の上、添付し送信します。

※K99変更願の様式は、NACCS掲示板-業務コード集-汎用申請関係にあります。

なお、安易な訂正を認めるものではないので、当初申請の際は、内容の確認をお願いいたします。

訂正後に申請に係る訪船を行う際は、汎用申請の訂正が税関で受理されたことがわかるよう申請受理通知情報の持参をお願いいたします。税関職員が確認する場合もございます。

◇想定事例

- ・内貨承認を受け、積込み前だが、台風のため、積込日が後日に変更になったので訂正したい。
- ・内貨承認を受けた貨物を本船上で不要と言われ、持ち帰ったので、その分をキャンセルしたい。
- ・事前に交通の許可を受けて鹿島から横浜に積込に向かおうとしていたが、キャンセルになった。

◆許可後の訂正が認められない例 → 行為前に追加で申請をしてください。

- ・積込後の積込日の訂正
- ・申請していない物品を船上で乗組員に頼まれ、在庫があったので積込みを行い、事後にシステムK99で訂正を入れること。
- ・交通を許可された船以外の船に対して訪船し、事後でシステムK99で訂正を入れること。

とん税の誤納付事案について

【事例 1】

今般、本船の改装により船舶の純とん数が変わっていたにもかかわらず、船会社からの変更はないとの回答により、とん税を納め、後日、純とん数が異なっていたことが判明し、結果として、とん数誤りによる納付額不足事案が発生いたしました。

<必要な手続き>

- ✓ 基本情報の有効期間は、税関の確認を受けて1年であり、証書の確認については、原則その期限経過後に確認させていただいております

どのようにすれば、船側からとん数が変更されたという情報が得られ、今回のようなケースでの誤納付は防げたのか、お時間ございましたら、各船舶代理店ご担当者様でご検討いただければと思います。

過去のとん数変更があった船舶の変更理由として、これまでのとん数変更届書類を見ますと、売船、傭船者変更、船舶の改造等、証書のリマーク欄にとん数の変更理由が記載されている場合があります。

【事例 2】

川崎港に入港した本船であったため港コード欄に「JPKWS」と入力すべきところ「JPYOK」と入力（措置：再申告・一時的な二重納付→誤納付分は後日還付）→これまでも多く発生している事案。現状、入港届提出番号に係る港と TPC 業務で入力した港コードに係るシステムチェックは、京浜港を一つとして見ているため、今回のような事案ではエラーにならない。特に横浜・川崎両港を担当している船舶代理店は注意が必要。

とん税等納付申告画面（TPC業務）

船舶コード*	JNASC581	・通常、「申告者名」欄及び「申告者住所」欄は入力不要 ・入港届の船名と異なる場合のみ入力する。
入港届提出番号*	0117189400	
特別納税義務者	☐	
船舶運航者	☐	入港届情報から自動補完する項目
申告者名		
申告者住所		
港*	JPYOK	・YOKとKWS間違いやすいので要注意。 ※特に横浜・川崎港にまたがって業務している船舶代理店
適用税率*	A	
純トン数*	1100.00	・プルダウンから選択 ・総代理店等からの指示どおりか要確認
納付方法識別	R	
口座番号	00105939000004	・船舶基本情報登録との一致チェックはあるが・・・ ・船の修繕等で純トン数が変わっている可能性があるため国際トン数証書等が最新のものかチェック！

適用税率*: A:入港と納付 B:一時納付(年間)

航 空 機 旅 客 か ら の 摘 発 が 増 加

－ 令 和 5 年 上 半 期 の 全 国 の 税 関 に お け る 関 税 法 違 反 事 件 の 取 締 り 状 況 －

財務省は、令和 5 年上半期（令和 5 年 1 月から同年 6 月まで）に全国の税関が空港や港湾等において、不正薬物の密輸入その他の関税法違反事件を取り締まった実績をまとめましたのでお知らせします。

1. 不正薬物^{*1}

不正薬物全体の摘発件数は 472 件（前年同期比 8%減）、押収量^{*2,3}は約 675 kg（同 6%増）と、摘発件数は減少し、押収量は増加した。

*1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA 等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

*2 錠剤型薬物を除く。

*3 重量等未確定につき含まれないものがある。以下、個々の押収量についても同様。

● 覚醒剤

- ・摘発件数は 220 件（同約 2.2 倍）、押収量は約 591 kg（同約 3.1 倍）と、共に増加した。
- ・押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約 1,970 万回分、末端価格にして約 367 億円に相当する。

● 大麻

- ・大麻草の摘発件数は 38 件（同 31%増）、押収量は約 6 kg（同 98%減）と、摘発件数は増加し、押収量は減少した。
- ・大麻樹脂等（大麻リキッド等の大麻製品を含む。）の摘発件数は 16 件（同 67%減）、押収量は約 3 kg（同 96%減）と、共に減少した。

● 麻薬

- ・コカインの摘発件数は 35 件（同約 3.5 倍）、押収量は約 31 kg（同約 2.9 倍）と、共に増加した。
- ・MDMA 等の摘発件数は 29 件（同 27%減）と減少し、押収量は約 27kg（同約 4.6 倍）と、摘発件数は減少し、押収量は増加した。

● 指定薬物

- ・指定薬物の摘発件数は 88 件（同 61%減）、押収量は約 4 kg（同 66%減）と、共に減少した。

2. 金地金^{*4}

金地金の摘発件数は 126 件（同 21 倍）、押収量は約 114kg（同約 4.4 倍）と、共に増加した。

*4 金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含む。

3. 知的財産侵害物品等

- 商標権を侵害するオイルキャップ用シール等の知的財産侵害物品の密輸事件を 4 件告発した。
- 冷凍牛肉の不正輸出事件等を告発した。

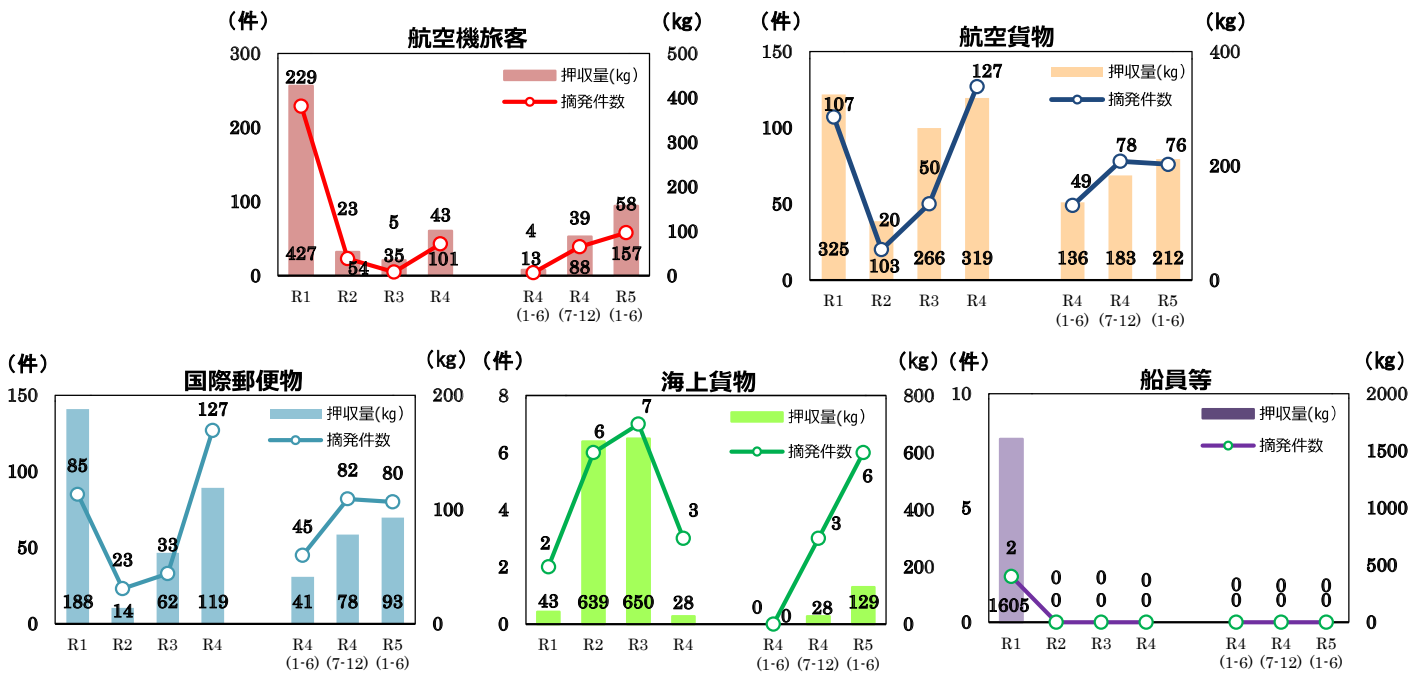
〔問合せ先〕 財務省関税局調査課
代表 03-3581-4111（内線）5389

◆トピックス

～覚醒剤の摘発が増加～

令和5年上半期の覚醒剤摘発実績を密輸形態別に見ると、航空機旅客が58件（前年同期比14.5倍）、約157kg（同約12.1倍）、航空貨物が76件（同55%増）、約212kg（同56%増）、国際郵便物が80件（同78%増）、約93kg（同約2.3倍）となり、前年同期と比較していずれも増加した。

【覚醒剤の密輸形態別摘発実績】

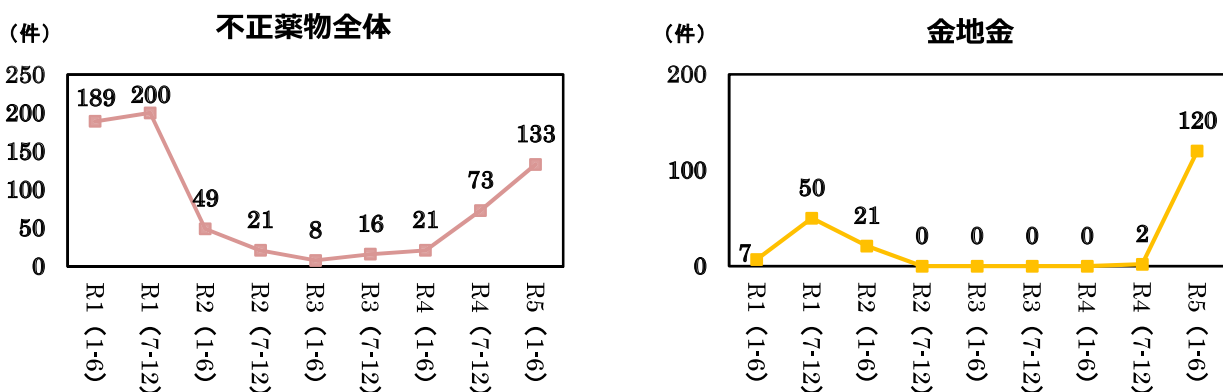


（注）航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。航空貨物には、航空での別送品を含み、海上貨物には、海上での別送品を含む。以下、同じ。

～航空機旅客による密輸が増加～

令和5年上半期は、令和4年下半期から引き続き航空機旅客による密輸が大幅に増加している。令和4年10月に新型コロナウイルス感染症に係る水際措置が見直されて以降、訪日外国人等入国者は増加しており、不正薬物や金地金の密輸リスクも高まっていることから、関税局・税関では警戒を強めている。

【航空機旅客による主な摘発の件数の推移】



◆令和5年上半期の摘発状況

(1) 覚醒剤

【事例1】

アラブ首長国連邦から到着した航空貨物（オイル缶）に隠匿された覚醒剤約13.6kgを摘発した。
（令和5年3月・長崎税関等）



【事例2】

マレーシアから成田空港に到着した旅客の携帯品に隠匿された覚醒剤約10kgを摘発した。
（令和5年4月・東京税関）



(2) 大麻

【事例3】

アメリカから到着した国際郵便物に隠匿された大麻草約13.8gを摘発した。
（令和5年4月・神戸税関等）



【事例4】

香港から那覇空港に到着した旅客の携帯品（ポーチ）に隠匿された大麻樹脂約2gを摘発した。
（令和5年2月・沖縄地区税関）



(3) 麻薬・指定薬物

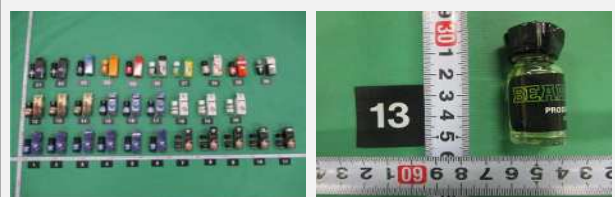
【事例5】

ベトナムから到着した国際郵便物（ボトル）に隠匿されたMDMA199錠を摘発した。
（令和5年6月・名古屋税関）



【事例6】

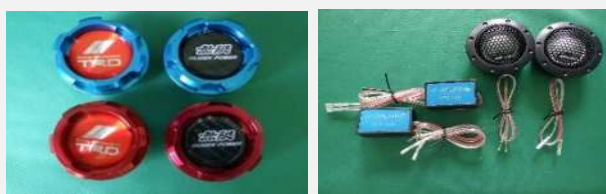
ベトナムから到着した国際郵便物に隠匿された指定薬物（亜硝酸イソプロピル）213.32gを摘発した。
（令和5年4月・東京税関）



(4) 知的財産侵害物品・金地金

【事例7】

中国から到着した航空貨物により商標権を侵害するオイルキャップ用シール60枚・スピーカー40個を密輸入しようとした日本人2名を関税法違反で告発した。
（令和5年6月・函館税関）



【事例8】

ベトナムから福岡空港に到着した旅客の携帯品（変圧器）に隠匿された金地金約3.8kgを摘発した。
（令和5年4月・門司税関）



(資料1) 社会悪物品の摘発実績

種類		年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	(1-6月)	(7-12月)	令和5年 (1-6月)	前年同期比
覚醒剤	件		425	72	95	300	98	202	220	224%
	kg		2,587	811	1,014	567	190	378	591	312%
大 麻	件		242	204	199	148	77	71	54	70%
	kg		82	126	153	431	402	29	9	2%
大麻草	件		110	86	94	55	29	26	38	131%
	kg		61	49	22	315	309	6	6	2%
大麻樹脂等	件		132	118	105	93	48	45	16	33%
	kg		21	76	132	117	94	23	3	4%
あへん	件		-	-	1	-	-	-	-	-
	kg		-	-	4	-	-	-	-	-
麻薬	件		209	167	233	232	104	128	102	98%
	kg		656	822	61	131	34	96	70	204%
	千錠		61	90	133	78	68	10	2	3%
ヘロイン	件		5	2	-	-	-	-	-	-
	kg		17	0	-	-	-	-	-	-
コカイン	件		52	27	34	28	10	18	35	350%
	kg		638	820	14	48	11	37	31	285%
MDMA等	件		67	74	81	96	40	56	29	73%
	kg		0	2	30	46	6	40	27	457%
	千錠		61	90	130	78	68	10	2	3%
その他麻薬	件		85	64	118	108	54	54	38	70%
	kg		0	1	16	37	18	19	12	70%
	千錠		0	0	3	0	0	0	0	82%
向精神薬	件		6	2	6	16	12	4	8	67%
	kg		-	-	0	0	0	0	0	3%
	千錠		0	1	1	2	1	1	1	54%
指定薬物	件		165	300	302	348	223	125	88	39%
	kg		14	169	19	17	12	5	4	34%
合計	件		1,047	745	836	1,044	514	530	472	92%
	kg		3,339	1,928	1,251	1,147	638	509	675	106%
	千錠		61	91	134	80	69	10	3	4%
(参考) 使用回数	万回		10,957	5,530	3,577	2,239	831	1,408	2,079	250%
銃砲	件		-	3	1	5	2	3	1	50%
	丁		-	3	1	6	2	4	1	50%
うち拳銃	件		-	3	1	5	2	3	1	50%
	丁		-	3	1	6	2	4	1	50%
拳銃部品	件		-	-	1	3	2	1	1	50%
	点		-	-	1	5	4	1	1	25%

- (注) 1. 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。
2. 税関が摘発した密輸入事件のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
3. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。
4. 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。
5. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
6. その他麻薬には、ケタミン・LSD等が含まれる。
7. (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、あへん：0.3g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、MDMA等及び向精神薬：1錠)
8. 端数処理のため数値が合わないことがある。
9. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
10. 令和4年、5年の数値は速報値である。

(資料 2) 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年			令和5年 (1-6月)	前年同期比	構成比
						(1-6月)	(7-12月)			
航空機旅客による密輸		389	70	24	94	21	73	133	633%	28%
国際郵便物を利用した密輸		520	567	689	724	393	331	237	60%	50%
商業貨物を利用した密輸		127	108	123	223	97	126	101	104%	21%
航空貨物		121	95	108	207	92	115	93	101%	20%
海上貨物		6	13	15	16	5	11	8	160%	2%
船員等による密輸		11	—	—	3	3	—	1	33%	0%
合 計		1,047	745	836	1,044	514	530	472	92%	100%

(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(資料 3-1) 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年			令和5年 (1-6月)	前年同期比	構成比
						(1-6月)	(7-12月)			
航空機旅客による密輸		229	23	5	43	4	39	58	14.5倍	26%
		427	54	35	101	13	88	157	12.1倍	27%
国際郵便物を利用した密輸		85	23	33	127	45	82	80	178%	36%
		188	14	62	119	41	78	93	228%	16%
商業貨物を利用した密輸		109	26	57	130	49	81	82	167%	37%
		367	743	917	347	136	211	341	251%	58%
航空貨物		107	20	50	127	49	78	76	155%	35%
		325	103	266	319	136	183	212	156%	36%
海上貨物		2	6	7	3	—	3	6	全増	3%
		43	639	650	28	—	28	129	全増	22%
船員等による密輸		2	—	—	—	—	—	—	—	—
		1,605	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		425	72	95	300	98	202	220	224%	100%
		2,587	811	1,014	567	190	378	591	312%	100%

(注) 1. 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。
2. 端数処理のため数値が合わないことがある。
3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示す。

(資料３－２) 覚醒剤の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地		年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	(1-6月)		(7-12月)	令和５年 (1-6月)	構成比	合計
アジア			204	29	30	101	45	56	55	25%	419	
			283	153	588	137	85	52	84	14%	1,244	
タイ			87	7	7	22	7	15	22	10%	145	
			87	120	13	39	25	14	18	3%	276	
マレーシア			69	4	11	17	11	6	8	4%	109	
			107	14	69	52	44	8	26	4%	268	
ラオス			9	1	1	8	2	6	3	1%	22	
			36	2	3	16	4	13	5	1%	62	
フィリピン			10	—	2	6	3	3	2	1%	20	
			16	—	0	4	3	1	3	1%	23	
台湾			6	4	—	—	—	—	1	0%	11	
			0	1	—	—	—	—	0	0%	1	
カンボジア			4	—	—	—	—	—	—	—	4	
			10	—	—	—	—	—	—	—	10	
韓国			4	—	1	11	11	—	2	1%	18	
			5	—	5	2	2	—	5	1%	17	
中国（香港・マカオ含む）			4	4	3	6	—	6	2	1%	19	
			3	11	445	8	—	8	4	1%	471	
中国			1	1	1	3	—	3	—	—	6	
			0	2	15	6	—	6	—	—	23	
香港			2	3	2	3	—	3	2	1%	12	
			1	9	430	2	—	2	4	1%	446	
マカオ			1	—	—	—	—	—	—	—	1	
			2	—	—	—	—	—	—	—	2	
インド			3	1	—	6	3	3	3	1%	13	
			6	2	—	11	5	6	8	1%	27	
ベトナム			4	8	4	19	5	14	7	3%	42	
			4	3	4	4	2	3	4	1%	20	
中東			24	7	6	28	12	16	26	12%	91	
			109	28	64	127	32	95	165	28%	493	
トルコ			11	2	3	6	3	3	5	2%	27	
			15	6	16	16	12	4	105	18%	158	
アラブ首長国連邦			9	2	2	10	4	6	9	4%	32	
			23	16	45	93	9	84	36	6%	212	
イラン			4	2	1	2	1	1	2	1%	11	
			70	4	3	0	0	0	21	3%	98	
アフリカ			19	5	8	33	12	21	14	6%	79	
			70	259	34	68	23	45	26	4%	457	
ナイジェリア			9	—	1	4	1	3	—	—	14	
			47	—	6	3	0	2	—	—	55	
南アフリカ			7	4	6	13	3	10	3	1%	33	
			14	258	18	43	10	33	11	2%	345	
ウガンダ			1	—	—	—	—	—	—	—	1	
			6	—	—	—	—	—	—	—	6	
ケニア			—	—	—	3	3	—	4	2%	7	
			—	—	—	2	2	—	6	1%	8	
欧州			43	10	24	40	9	31	21	10%	138	
			47	14	35	87	17	70	33	6%	216	
イギリス			14	3	9	16	3	13	5	2%	47	
			9	8	13	33	2	32	4	1%	67	
ドイツ			7	1	2	5	—	5	1	0%	16	
			12	0	10	25	—	25	1	0%	48	
フランス			3	—	4	4	1	3	6	3%	17	
			4	—	6	6	2	4	16	3%	33	
スペイン			3	—	—	—	—	—	1	0%	4	
			2	—	—	—	—	—	2	0%	5	
オランダ			3	2	5	3	2	1	2	1%	15	
			0	0	0	0	0	0	1	0%	1	
ベルギー			1	1	2	5	2	3	4	2%	13	
			2	6	1	15	12	3	5	1%	29	
北米			111	12	19	83	15	68	81	37%	306	
			336	245	83	127	26	101	229	39%	1,019	
米国			61	9	14	58	9	49	60	27%	202	
			126	1	75	68	14	54	194	33%	464	
カナダ			50	3	5	25	6	19	21	10%	104	
			209	244	8	59	12	47	34	6%	555	
中南米			22	9	8	15	5	10	23	10%	77	
			138	111	209	22	7	16	54	9%	535	
メキシコ			22	9	8	13	3	10	22	10%	74	
			138	111	209	21	6	16	54	9%	534	
オセアニア		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不明		—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	
		2	—	—	—	—	—	—	—	—	2	
		1,605	—	—	—	—	—	—	—	—	1,605	
合 計		425	72	95	300	98	202	220	100%	1,112		
		2,587	811	1,014	567	190	378	591	100%	5,570		

- (注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。
2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。
3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示す。

(資料４－１) 大麻の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	(1-6月)	(7-12月)	令和５年 (1-6月)	前年同期比	構成比
航空機旅客による密輸		60 28	21 0	6 10	26 3	11 0	15 2	28 1	255% 346%	52% 12%
国際郵便物を利用した密輸		167 49	144 77	159 80	83 44	41 20	42 24	21 3	51% 15%	39% 32%
商業貨物を利用した密輸		11 5	39 48	34 63	39 385	25 382	14 2	5 5	20% 1%	9% 56%
航空貨物		10 5	36 48	27 63	34 84	23 82	11 2	5 5	22% 6%	9% 56%
海上貨物		1 0	3 0	7 0	5 301	2 301	3 0	- -	全減 全減	- -
船員等による密輸		4 0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
合 計		242 82	204 126	199 153	148 431	77 402	71 29	54 9	70% 2%	100% 100%

(注) 1. 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。
2. 端数処理のため数値が合わないことがある。
3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料４－２) 大麻草の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	(1-6月)	(7-12月)	令和５年 (1-6月)	構成比	合計
アジア		11 0	15 38	7 7	16 7	5 5	11 1	17 0	45% 6%	66 53
アフリカ		- -	- -	3 2	- -	- -	- -	- -	- -	3 2
南アフリカ		- -	- -	3 2	- -	- -	- -	- -	- -	3 2
欧州		29 1	21 3	30 1	14 1	8 1	6 0	9 0	24% 2%	103 5
北米		66 61	50 8	52 12	22 307	14 303	8 4	11 6	29% 92%	201 394
米国		50 43	38 2	48 11	17 4	10 1	7 4	9 6	24% 91%	162 65
カナダ		16 18	12 7	4 1	5 303	4 302	1 0	2 0	5% 1%	39 329
中南米		1 0	- -	- -	1 0	1 0	- -	- -	- -	2 0
中東		- -	- -	- -	1 0	1 0	- -	- -	- -	1 0
オセアニア		1 0	- -	2 0	- -	- -	- -	- -	- -	3 0
不明		2 0	- -	- -	1 0	- 0	1 0	1 0	3% 0%	4 0
合 計		110 61	86 49	94 22	55 315	29 309	26 6	38 6	100% 100%	383 453

(注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。
2. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料４－３) 大麻樹脂等の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	(1-6月)	(7-12月)	令和５年 (1-6月)	構成比	合計
アジア		13 9	1 0	3 0	18 23	2 7	16 16	8 1	50% 27%	43 33
インド		1 9	- -	- -	1 5	1 5	- -	- -	- -	2 14
アフリカ		- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 0	6% 0%	1 0
欧州		31 2	8 0	10 1	3 1	1 1	2 0	1 0	6% 3%	53 3
北米		87 10	108 76	89 131	70 93	43 86	27 7	5 2	31% 70%	359 313
米国		80 10	101 66	86 125	59 79	37 73	22 5	5 2	31% 70%	331 282
中南米		1 0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 0
オセアニア		- -	1 0	2 0	- -	- -	- -	- -	- -	3 0
不明		- -	- -	1 0	2 0	2 0	- -	1 0	6% 0%	4 0
合 計		132 21	118 76	105 132	93 117	48 94	45 23	16 3	100% 100%	464 349

(注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。
2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。
3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料５－１) 金地金の摘発実績

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	(1-6)	(7-12)	R5 (1-6)
摘発件数 (件)	119	465	811	1,347	1,086	61	51	5	9	6	3	126
押収量 (kg)	449	2,032	2,802	6,277	2,054	319	150	27	135	26	109	114

- (注) 1. 金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含む。
2. 端数処理のため数値が合わないことがある。
3. 令和４年、５年の数値は速報値。

(資料５－２) 金地金の密輸形態別摘発実績 (R5上半期)

	摘発件数 (件)	押収量 (kg)
航空機旅客による密輸	120	96
国際郵便物を利用した密輸	3	2
商業貨物を利用した密輸	2	17
航空貨物	1	1
海上貨物	1	16
船員等による密輸	1	0
合 計	126	114

- (注) 1. 航空機旅客には航空機乗組員を含む。航空貨物には、航空での別送品を含む。
2. 端数処理のため数値が合わないことがある。
3. 数量の表記について、「0」とは500 g 未満の場合を示し、「－」とは全く無い場合を示す。

(資料５－３) 金地金の仕出地別摘発実績 (R5年上半期)

	摘発件数 (件)	押収量 (kg)
タイ	2	1
マレーシア	4	5
台湾	22	18
韓国	37	29
中国	2	2
香港	4	18
ベトナム	55	43
合 計	126	114

- (注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。
2. 数量の表記について、「0」とは500 g 未満の場合を示し、「－」とは全く無い場合を示す。

令和5年12月12日

横 浜 税 関

令和5年「年末特別警戒期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

税関ではテロ関連物資、不正薬物、金地金等の不正輸入の取締りを最重要課題として位置づけ、取締関係機関と連携しながら全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

特に、年末においては輸出入貨物や郵便物が増加し、これに便乗した密輸事犯の増加が懸念されること並びに本年においては「G7 関係閣僚会合」及び「日 ASEAN 特別首脳会議」が開催されることから、下記のとおり「年末特別警戒期間」を設定し、水際での取締りを強化いたします。期間中、職務質問や検査等の頻度が増加することになりますが、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、不正輸入に係る情報はもとより、貨物、人、船舶、取引態様等について、不自然、不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の連絡先までご提供頂きますようご協力をお願いいたします。

記

実施期間：令和5年12月5日（火）～令和5年12月20日（水）

特に以下の事例がありましたら情報提供をお願いいたします。

- ・ 乗組員からショッピング街・飲食店・パチンコ等遊技場・駅等以外の場所を聞かれた。
- ・ 港湾付近で見慣れない日本人や外国人がたむろする姿を見かけた。
- ・ 夜間、沖合いに向かってライト等でシグナルを送っている。
- ・ 乗組員が埠頭内に手荷物を置き去りにした。等

フリーダイヤル シ ロ イ ク ロ イ
密輸ダイヤル（24時間受付） **0120-461-961**
メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp
横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

税関ホームページ「密輸に関する情報提供」
<http://www.customs.go.jp/quest/smuggling.htm>



横浜税関HP



密輸に関する情報提供

年末特別警戒期間

令和5年12月5日(火)～12月20日(水)

【密輸情報の提供のお願い】

あなたの情報提供が密輸防止の大きな力となります。

身の回りで「不審物」や「怪しい言動をする不審者」などを目にしたら、すぐに密輸情報提供窓口に通報を！

詳しくはWEBサイトで！



密輸情報の提供のお願い

税関密輸ダイヤル（24時間受付）

フリーダイヤル 0120 - 461 - 961

許しません シロイ(粉) クロイ(武器)

E-mail yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

税関ホームページ「密輸に関する情報提供」

<http://www.customs.go.jp/quest/smuggling.htm>



横浜税関HP



密輸に関する情報提供

水際対策強化へのご協力のお願い

横浜税関はG7関係閣僚会合等開催に伴いテロ防止に全力で取り組んでおります

本年10月以降

『G7関係閣僚会合及び日ASEAN特別首脳会議』が開催されます。

税関では、テロ行為等を未然に防止するとともに、G7関係閣僚会合等の円滑な実施に資するため、輸入貨物や入国者への検査を強化してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

S

T

O

P

密輸情報の提供のお願い



密輸防止には皆様の情報提供が大きな力となります。
身の回りで「テロ関連物資等の密輸に関する情報」がございましたら税関密輸情報窓口にご連絡ください。

税関密輸ダイヤル(24時間受付)

フリーダイヤル **0120 - 461 - 961**
許しません シロイ(粉) クロイ(武器)



E-mail yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

HP <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

情報提供
QRコード



テロ関連物資

令和 5 年11月27日

関係各位

横 浜 税 関

年末年始における税関業務のお知らせ

年末年始期間中（令和 5 年 12 月 29 日（金）から令和 6 年 1 月 3 日（水）まで）の税関業務については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、お知らせします。

1．監視取締関係業務	
（１）本関	監視部分庁舎（大さん橋窓口）においては、通常どおり窓口業務を行います。
（２）仙台空港税関支署	通常どおり窓口業務を行います。
（３）千葉税関支署	通常どおり窓口業務を行います。
（４）川崎税関支署	監視部分庁舎（大さん橋窓口）において業務処理を行います。 （問い合わせ先） 監視部取締部門（０４５－２１２－６０７０）
（５）その他の官署	全日閉庁します。 （注１）期間中において業務が発生する場合は、（別紙）「年末年始期間中における連絡先」にご連絡をお願い致します。 （注２）事前に予定が判明している場合は、12 月 28 日（木）17 時 00 分までに手続き予定の税関官署にご連絡いただきますようお願い致します。

2. 通関関係業務（国際郵便物業務を除く）及び保税関係業務

(1) 本関	本関地区（本関、大黒埠頭出張所、本牧埠頭出張所）及び川崎税関支署の管轄内に蔵置されている貨物に係る業務は、以下のとおり、業務部特別通関部門と監視部取締部門が連携して対応致します。 （問い合わせ先） 業務部特別通関部門（０４５－２１２－６１１５、６１６３） 監視部取締部門（０４５－２１２－６０７０）		
		通関関係業務	保税関係業務
	12月29日（金）～ 12月31日（日）	業務部特別通関部門において業務処理を行います。 （8時30分から17時00分）	
	1月1日（月）	閉庁（緊急の業務要請がある場合は、監視部取締部門にご連絡をお願い致します）	
	1月2日（火）～ 1月3日（水）	業務部特別通関部門において業務処理を行います。 （8時30分から17時00分）	
	取扱業務	○輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む） ○輸出許可後の許可内容変更 ○開庁時間外の執務を求める届出 ○輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く）	○保税運送承認 ○保税運送到着確認 ○事故確認 ○積卸コンテナリスト通関 ○見本一時持出許可 ○貨物取扱許可・届 ○指定地外貨物積卸許可 ○開庁時間外の執務を求める届出
（１）申告（申請等）方法等に関する詳細又は不明な点等については、 12月28日（木）17時00分までに、 ・通関関係は業務部特別通関部門（０４５－２１２－６１１５、６１６３） ・保税関係は監視部保税取締部門（０４５－２１２－６０７２） にお問い合わせいただきますようお願い致します。 （２）本関以外の官署に既に予備申告をされている貨物等、業務部特別通関部門で対応できない場合がありますので、事前に予定が判明している場合は、 12月28日（木）17時00分までに手続き予定の税関官署にご連絡いただきますようお願い致します。			
(2) 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所 川崎税関支署	全日閉庁します。 管轄内に蔵置されている貨物に係る業務は、上記「(1) 本関」のとおり、業務部特別通関部門と監視部取締部門が連携して対応致します。		
(3) その他の官署	全日閉庁します。 （注１）期間中において業務が発生する場合は、（別紙）「年末年始期間中における連絡先」にご連絡をお願い致します。 （注２）事前に予定が判明している場合は、12月28日（木）17時00分までに手続き予定の税関官署にご連絡いただきますようお願い致します。		

3. 国際郵便物業務

川崎東郵便局内に蔵
置されている郵便物

○川崎外郵出張所

期間中に国際郵便に係る輸出入申告を予定されている方は、以下の問い合わせ先までご連絡をお願い致します。

(問い合わせ先)

川崎外郵出張所特別通関部門 (044-270-5774)

日本郵便㈱川崎東郵便局 (044-589-6708)

4. その他

- ・自由化申告を予定されている場合は、申告官署及び蔵置官署双方の開庁時間内に、申告官署へ事前にご連絡をお願い致します。
- ・あらかじめご連絡いただいていた業務が事前に終了した場合又は業務内容に変更が生じた場合には、その旨を、連絡いただいていた税関官署までご連絡いただきますようお願い致します。

年末年始期間中(12/29(金)～1/3(水))における連絡先

本関地区 (本関、大黒埠頭出張所、本牧埠頭出張所) 川崎税関支署	(監視関係業務) 監視部取締部門 045-212-6070 (通関及び保税関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/29(金)、12/30(土)、12/31(日)、1/2(火)、1/3(水) 8時30分～17時00分 ※上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡をお願い致します。
仙台塩釜税関支署	090-2224-8515 (監視関係業務)
	090-5520-3014 (保税関係業務)
	090-3224-1904 (通関関係業務)
石巻出張所	090-7235-9951 (監視及び保税関係業務)
	090-3224-1905 (通関関係業務)
気仙沼出張所	090-3224-1906
仙台空港税関支署	022-383-2390
小名浜税関支署	090-8035-4077 (監視及び保税関係業務) ※12/29(金)～12/31(日)
	090-8035-4078 (監視及び保税関係業務) ※1/1(月)～1/3(水)
	090-3224-1903 (通関関係業務)
相馬出張所	090-1691-1736
福島空港出張所	090-7422-9187
鹿島税関支署	090-3220-7859 (監視関係業務)
	090-1698-2360 (保税関係業務)
	090-1041-8485 (通関関係業務)
日立出張所	090-5447-1001
つくば出張所	090-4825-7323
茨城空港出張所	090-4620-0115
千葉税関支署 船橋市川出張所 木更津出張所 姉崎出張所 銚子監視署	千葉税関支署 043-241-7021 090-3224-1400
横須賀税関支署	090-8035-4041 (監視及び保税関係業務)
	090-4620-0104 (通関関係業務)
三崎監視署	090-4620-0106
宇都宮出張所	090-4825-2798
川崎外郵出張所	(国際郵便物の輸出入申告に係る業務) 特別通関部門 044-270-5774

お知らせ

11月11日から大栈橋窓口の出入口を深夜・早朝帯は施錠しております。

午前1時から午前5時30分までの間、窓口にお用の方は、
電話（045-212-6070）をお願いいたします。

